

業務用エアコン・冷蔵冷凍機器に充填されているフロン類の

ユーザー
向け

規制が厳しくなります(平成27年4月～)

規制強化
ポイント

1. 機器の簡易点検・記録簿の記載(3ヶ月毎)が義務付けられます。
(一定規模以上の大型機器^{※1}は、専門家の定期点検(年1回以上^{※2})が必要)
2. 機器へのフロン類の充填は修理後が原則となります。
3. 多量に^{※3}フロン類を充填した場合は、国に報告が必要です。

(注)機器の管理が著しく不十分な場合、知事の指導や命令、罰則(50万円以下)の対象となることがあります。

※1: 圧縮機の出力が7.5kW以上の機器 ※2: 圧縮機の出力が7.5～50kWのエアコンは3年に1回以上

※3: 事業者全体でのフロン類の算定漏えい量が各年度1000CO₂-ト 以上の場合

この法律で規制対象の機器と用途



※これらの他にも、規制対象の機器には、「冷水機」や「工業用の大型冷凍機」などがあります。

※所有機器がこの法律の対象となるか不明な場合は、機器メーカーやメンテナンス業者へお問い合わせ下さい。

今からすべきことは…

- ・ エアコンや冷蔵冷凍機器が法律対象の機器かを確認しましょう。
- ・ 機器の所在、圧縮機的能力、フロン類の冷媒番号等を把握しましょう。

機器の表示

パッケージエアコン(第一種特定製品)

型式: ABC0000ACD

電源 3φ 200V
 圧縮機出力 15kW
 冷媒 R410 9.0kg
 冷房能力 45.0kW

株式会社〇〇電器
 連絡先: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

「第一種特定製品」や
 「フロン回収・破壊法対象製品」
 と表示があれば、**対象**です。

(注)平成14年以前の機器には、
 これらの表示がない場合があります。

フロン類とは・・・冷蔵庫やエアコンに冷媒として使用される化学物質です。

代替フロン(HFC)とオゾン層を破壊する特定フロン(CFC, HCFC)があります。

冷媒番号「R-12」「R-22」「R-134a」「R-404」「R-410」が代表的なフロン類。

大阪府 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 建設廃棄物指導グループ

Tel. 06-6210-9570 (直通) Fax. 06-6210-9569

http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohai/ki/furon2/kai_sei_furon.html詳しくは、**大阪府 フロン** で検索

[画像出典]

フロン回収・破壊法
詳細版パンフレット
(H25.9 国土交通省
/経済産業省/環境省)